

## 平成31年度 第1回大島町農業委員会総会議事録

平成31年度定例大島町農業委員会が、平成31年4月24日（水）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

## 1、農業委員会委員は、次の通り

- |         |       |         |        |        |
|---------|-------|---------|--------|--------|
| 1、土屋茂   | 2、春木望 | 3、五十嵐初代 | 4、小坂一雄 | 5、山本政一 |
| 6、向山吉昭  | 7、伊藤潔 | 8、笠間隆夫  | 9、新保鐵雄 | 10、中拂晶 |
| 11、中村富長 |       |         |        |        |

## 2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 | 3、橋爪重徳 |
|--------|--------|--------|

## 3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 7、伊藤潔 農地利用最適化推進委員 欠席無し

## 4、出席職員は次の通り

中田太	産業課長
山田貴訓	農業係長
本間百展	主事

## 5、付議された案件

- 日程第1：農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第2：会長報告
- 日程第3：平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
- 日程第4：平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- 日程第5：農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について
- 日程第6：農地の権利移動の許可について
- 日程第7：農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について
- 日程第8：第32回島しょ農業委員会・農業者大会の開催について
- 日程第9：その他

## 6、本日の書記は次の通り

主事 本間百展

土屋議長 それでは、平成31年度第1回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名中10名、欠席委員は1名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は3名中3名参加していただいております。それでは、本日の日

程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は3番委員と4番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の本間氏を指名いたします。それでは、日程第1「農地利用最適化推進委員の委嘱について」です。休憩といたします。

(～休憩～)

土屋議長 それでは再開いたします。続きまして日程第2「会長報告」です。事務局から報告をお願いします。

事務局(本間) 東京法務局からの「農地の転用事実に関する照会書について」です。所有者は〇〇、申請地は□▲番▲、▲番▲、面積はそれぞれ▲㎡、▲㎡でございます。照会事由ですが、畑を山林に地目変更するためというものです。4月1日の現況調査には農業委員3名、小坂さん、向山さん、中村さんと事務局1名で行いました。現地は写真のとおり山林なので、地目の変更は妥当と判断いたしました。東京法務局には、別紙回答書のとおり回答しております。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。続きまして、日程第3「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について、事務局より説明をお願いします。

事務局(本間) 説明させていただきます。1.平成30年度農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)です。耕地面積が296ha、経営耕地面積79.8ha、遊休農地面積35.2ha、農地台帳面積1591haとなっております。続きまして農家戸数です。農業センサスに基づいて記入してあります。総農家数143戸、自給的農家数73戸、販売農家数70戸、主業農家数16戸、準主業農家数4戸、副業的農家数50戸となっております。農業就業者数106名、女性41名、40代以下5名。認定農業者数24名、基本構想水準到達者数24名、認定新規就農者数2名となっております。農業委員会の現在の体制ですが、新制度に基づく農業委員会、農業委員定数14名、実数11名、内認定農業者数3名、認定農業者に準ずる者2名、女性1名、中立委員1名。農地利用最適化推進委員定数7名、実数4名、地区数7となっております。2.担い手への農地の利用集積・集約化です。現状及び課題。現状(平成30年度4月現在)、管内の農地面積296ha、これまでの集積面積12.12ha、集積率4.09%、課題としましては生産物の安値安定、農業従事者の減少及び高齢化に伴い、耕作規模が縮小傾向にあるため、農地の貸借が進まないということになります。平成30年度の目標及び実績。集積目標が14.12ha、集積実績12.62ha(うち新規実績0.5ha)、達成状況89.4%ということで集積目標は達成となっております。目標の達成に向けた活動。日常活動として借り手の掘り起こしを進めるとともに、借り手の意向を把握し、貸し手との調整を図る。また、広報誌等を活用し、制度周知を徹底して行う。情報の整備をし、利用集積を進める。活動実績、普及センター等の関係機関と協力し、担い手による農地集積へと誘導を図った。目標及び活動に対する評価。担い手への農地集積への誘導を図ったが目標は達成しなかった。関係機関と順調に調整を図ることができた。続きまして、3.

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。新規参入の状況、30年度新規参入者数2経営体、30年度新規参入者が取得した農地面積0.5ha。課題としましては、地域農業を担う新規就農者の確保となっております。平成30年度の目標及び実績。目標2経営体、実績2経営体、達成状況100%となっております。参入目標の農地面積2ha、実績0.5ha、達成状況25%となっております。目標の達成に向けた活動。新たな担い手を育成する「大島町新規就農者支援研修事業」においては、研修終了後の新規就農者への農地の斡旋等を支援するとともに、島内外問わず新規参入希望者となる者への情報提供を行える体制を整備する。普及センター等の関係機関と連携を図り指導、支援をした。7月28日開催の新・農業人フェアで新規就農者支援研修事業の宣伝・PRを行った。目標及び活動に対する評価。農地面積が達成できなかったため、目標としては達成できなかったと書いてあります。普及の取組みは計画通り実施し、成果が見られた。今まで実績が0だったことに対して実績が出てきたので、成果が見られたと書いてあります。

4. 遊休農地に関する措置に関する評価です。現状及び課題(平成30年4月現在)。管内の農地面積337ha、遊休農地面積41ha、割合としては12.16%です。課題としては農家の高齢化、後継者不在等による担い手不足、条件が悪いほ場が多く担い手の確保が困難となっております。平成30年度の目標及び実績。解消目標1ha、解消実績0ha、達成状況0%となっております。2の目標の達成に向けた活動。農地の利用状況調査。活動員数15名、調査実施時期5月～9月、調査結果取りまとめ10月～11月、日常的に行う農地パトロールに合わせて実施することで、島内の農地を調査する。農地の利用意向調査時期2月～3月です。活動実績定員数15名、実施時期6月～10月、調査結果取りまとめ時期10月～11月、農地の利用意向調査は第32条で34筆、11.8ha。第33条は0となっております。その他の活動については無となっております。目標及び活動に対する評価。目標には達しなかったものの、自主的な解消も一部あり各農家の意識向上に一定の成果があったものと思われる。法に基づく調査以外に随時指導は行っているということになっております。続きまして5. 違反転用への適正な対応です。管内の農地面積296ha、違反転用面積0haとなっております。把握される違反転用の大半が個人による転用においてであり、そのほとんどが農地法についての認識がないため行われている。平成30年度実績は0.3ha、増減0.3haとなっております。活動計画は日常の農地パトロールで違反転用に対して指導を実施するとともに、地域農業者等からの情報を収集し違反転用を未然に防ぐ。活動実績は違反転用者に対して、現地指導1回及び口頭指導1回行い、是正に向け指導中となっております。活動に対する評価は今後も農地パトロール、制度周知に取り組み、引き続き違反転用の是正指導及び防止に努める。続きまして、6. 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。農地法第3条に基づく許可事務。1年間の処理件数10件、うち許可10件、不許可0件。事実関係の確認、客観的資料・現地調査等を行い確認している。総会等での審議、審査基準の項目ごとに申請書等の内容がその基準に適合するか否かの判断を区分して実施している。申請者への審議結果の通知、申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数10件となっております。審議結果等の公表、総会議事録を作成、縦覧に供している。処理期間は標準処理期間申請書受理か

ら30日。平均としても30日となっております。農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）。1年間の処理件数3件、内容といたしましては3条と変わらず、処理期間は申請書受理から21日。平均としましては18日となっております。農地所有適格法人からの報告への対応。管内の農地所有適格法人数1法人、うち報告書提出農地所有適格法人数1法人となっております。情報の提供等。賃借料情報の調査・提供、賃貸借件数0件、提供方法は窓口にて必要に応じて、東京都の平均額を提供している。農地の権利移動等の状況把握件数10件、提供方法は東京都に報告。農地台帳の整備対象農地面積1599ha、毎年及び年1回データ更新、資産税台帳との突合を行っております。全国農地ナビにて公表しております。続きまして、7. 地域農業者等からの主要望・意見及び対処内容です。農地利用最適化等に関する事務なし、農地法等によりその権限に属された事務なしとなっております。事務の実施状況等の公表、議事録の作成等も件数はなしとなっております。以上となります。

- 土屋議長 ありがとうございます。ただいま説明のありました活動の点検・評価（案）について、意見のある委員は挙手にてお願いします。6番。
- 向山委員 農家数143戸、自給的農家数73戸、販売農家数70戸。73と70を足して143は分かるんですけど、自給的農家数はどういう農家ですか。
- 事務局(本間) 自給的農家数は販売を行っていない農家数です。
- 向山委員 販売を行っていない農家数、つまり家庭菜園みたいな。
- 事務局(本間) はい。
- 向山委員 では家庭菜園も農家と充たしていいわけですね、農業者として。
- 事務局(課長) よろしいですか。
- 土屋議長 はい。
- 事務局(課長) ここでいう農家数の農家の定義なんですけれども、10a以上の耕地面積もしくは15万円以上販売している。どちらか充たしていれば、こちらの農家数ということでカウントしております。
- 向山委員 それ以下は自給的農家という形で出しているわけですね。
- 事務局(課長) ですから自給的農家になると販売はしていないけれども耕地面積が10a以上あるということで、73戸。
- 向山委員 つまり、俗にいう家庭菜園、市民菜園みたいなものですね、町民農園みたいな。
- 事務局(課長) 町民農園というのは町には無いので。
- 向山委員 家庭農園、分かりました。
- 土屋議長 他には。はい、4番。
- 小坂委員 10a以上耕作しているってことですか、耕作していなくても10a以上土地を持っていればいいってことなんですか。
- 事務局(課長) 定義を読みます。経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または1年間農産物販売金額が15万円以上ってことなので、土地を持っているだけでなく農業を営んでいる、耕作しているってことになります。
- 土屋議長 よろしいでしょうか、他には。4番。
- 小坂委員 活動の点検・評価となっていますが、この評価はどこが付けるんですか。

- 事務局(本間) 去年の目標の達成率何%という形で、こちらで先ほど報告させてもらったと思うのですが、それに基づいて達成できているかできていないか評価してあります。その後委員さん達に報告しましたので、何事もなければそのまま報告させて頂く形になります。
- 小坂委員 自分達で評価するということですか。
- 事務局(本間) 一応こちらで把握している数値は入れさせてもらって、目標を昨年4月に決めたと思うんですけど。それに対して今年の4月1日現在どういう風な数値が31年3月31日までで出たかっていうことを数値として入れさせて頂いています。
- 小坂委員 それでなくて、評価するってどこかに出ていたな。面積の数字は分かるんだけど、それを達成したとか達成しなかったとか評価するのは自分達ですなのか、事務局がしているのか、それとも東京都がしているのか。
- 事務局(本間) 各項目に活動に対する評価という欄があると思うんですけど、そちらに入れさせて頂いております。目標に対する評価、活動に対する評価。
- 事務局(課長) 事務局が仮に今入れているのを。
- 事務局(本間) はい、何かあれば、言って頂ければ変えます。
- 事務局(課長) 最終的には農業委員会で評価ということでよろしいかと思います。
- 小坂委員 なるほど、分かりました。
- 土屋議長 その他ないですか。はい、10番。
- 中拂委員 遊休農地の定義を教えてください。耕地面積296ha、経営耕地面積79.8は296の中に入っているんですか。
- 事務局(本間) 入れる対象の数値が違いまして、※1耕地面積は耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入となっていて、※2経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入となっていて、それぞれデータをとっているところが違うので、含まれているかどうか分かりません。
- 中拂委員 総農家数143名の方が耕作している面積が296と考えてよろしいんでしょうか。
- 事務局(本間) それよりは農家数も農林業センサスに基づいているので、経営耕地面積と農家面積、農家数の方が合っているのではないかと思います。農林業センサスが2015年度版で5年に1度しか発行されず、5年前の数値となっておりますので、多少今現在とずれていると思います。
- 中拂委員 初めてなものですみません。何も分からずお聞きするんですけど、農地台帳面積というのは大島の農地面積全体ですよ。ちょっと気になったのが、遊休農地が35.2って書いてありますが、農地台帳面積1591から耕地面積を引いたものは全て遊休農地となるのではないかなと思ったんですけど、そうではないんですか。
- 事務局(本間) 遊休農地というのが※3に書いてあるのですが、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査、毎年行うのですが、調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地。膝丈程度の草もしくは耕作をしようと思えば耕作ができるくらいと皆様には判断して頂いているんですけど。
- 中拂委員 この遊休農地というのは、まだ改善の余地があるというか、十分耕作のできる状態の遊休地ということ。
- 事務局(本間) 個人の手入れ次第では可能であるという考え方。

- 中拂委員 それよりももっと荒れていて農地台帳面積と耕地面積の差になっているところが手の付かないところという解釈で。
- 事務局(本間) 利用状況調査ではそういうところを荒廃農地と位置付けをとって、今回は農業会議の方から送られてきているものに入れているのですが。
- 中拂委員 これは1591との差というのは荒廃農地と考えていいということですね。
- 事務局(本間) はい。
- 中拂委員 分かりました。
- 土屋議長 他にありますか、よろしいですか。それでは採決いたします。日程第3「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について、原案のとおり賛成の委員は挙手願います。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、日程第3「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について、原案のとおりといたします。続きまして日程第4「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局(本間) 「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について説明します。1. 農業委員会の状況は先ほどと変わりませんので、飛ばして進めさせていただきます。2. 担い手への農地の利用集積・集約化についての目標についてです。平成31年4月現在ですが管内の農地面積296haに対し、集積面積が12.62ha、集積率4.26%、課題は先ほどと同じとなっております。平成31年度の目標及び活動計画です。集積面積14.62ha、うち新規集積面積1ha、目標設定の考え方：平成31年度は2haを目標とする。日常活動として、借り手の掘り起こしを進めるとともに、借り手の意向を把握し、貸し手との調整を図る。また、広報誌等を活用し、制度周知を徹底して行う。情報の整備をし、利用集積を進めると表記してあります。3. 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。新規参入の状況は先ほど説明させて頂いたとおりとなっております。目標としては今年も2経営体としておりまして、参入目標面積は2haとなっております。新たな担い手を育成する「大島町新規就農者支援研修事業」においては、研修終了後の新規就農者への農地を斡旋する等の支援をするとともに、島内外問わず、新規参入希望者となる者への情報提供を行える体制を整備するとなっております。続きまして4. 遊休農地に関する措置についてです。平成31年度の目標及び活動計画となりますが、利用状況調査員14名、実施時期5月～9月、調査結果取りまとめ時期10月～11月と考えております。利用意向調査については1月～2月、調査結果取りまとめ時期3月と考えております。5. 違反転用への適正な対応についてです。平成31年度の活動計画ですが、日常の農地パトロールで違反転用に対して指導を実施するとともに、地域農業者等からの情報を収集し違反転用を未然に防ぐとなっております。
- 以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいま説明のありました活動計画(案)について、意見のある委員は挙手にてお願いします。はい、6番。

- 向山委員 農地利用状況調査は来月資料配布ですか。
- 事務局(本間) はい、来月の委員会で資料の配布を目標としています。
- 土屋議長 はい、4番。
- 小坂委員 初めての推進委員の方もいるので、推進委員の方には決議権はないけど発言権はありますから、疑問があったら何でも質問するように最初に説明してください。
- 土屋議長 はい。橋爪さん、今回推進委員になって発言権はあります。ただ、議決権はありませんので、よろしくお願ひします。他に何かありますか。はい、4番。
- 小坂委員 違反転用した場合、農業委員会に言うだけではなく、事務局から書類による是正を促すようなものを送れないですか。
- 事務局(本間) 農業委員会名義では可能です。
- 小坂委員 農業委員会名義でいいじゃないですか。口で言うより文章で出すと違うと思います。
- 事務局(本間) 分かりました。活動計画のところに違反指導で文章を出す等の一文をいれておきます。
- 小坂委員 面倒でも、少し仕事は増えると思いますけど。
- 事務局(本間) はい。
- 土屋議長 他にはないですか。よろしいでしょうか。それでは採決いたします。日程第4「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」について、原案のとおり賛成の委員は挙手願ひします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、日程第4「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」、原案のとおりといたします。続きまして日程第5「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について」です。議案第1号上程いたします。事務局より説明お願ひいたします。
- 事務局(本間) 農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見についてです。申請人及び譲受人は□▲丁目▲番▲号、〇〇。譲渡人は□▲番▲、〇〇。申請地は、□▲丁目▲、▲、面積は▲㎡、▲㎡です。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、□した。今回、申請地を売買により所有者である〇〇より取得し、自己住宅を建設するというものです。申請地の農地区分といたしましては、申請地は□から概ね▲m以内に立地しており、都市計画法により第1種住居地域に指定されていることから、第3種農地と判断されます。次のページをご覧きますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□を□方向に上り、□を□側に曲がり▲mほど進んだ、進行方向□側に位置します。次のページをご覧きますと、申請地の公図、次のページをご覧きますと、転用計画図に係る建物配置図となります。以上です。補足説明としまして、土地の所有者に関しては、〇〇さん▲歳になっておりますが、成年後見人の登録をされていますので、資産運用等の管理は全て〇〇さんに一任されております。成年後見人等の登記類の書類に関しては、提出済みとなっておりますので、確認をとりたい委員さんがおりましたら言って頂ければと思います。今回申請人である〇さんですが、土地を□に持っているのですが、今回□も出ておりますので、土地は持っているのですが買って家を建てたいということです。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願ひいたします。はい、2番。

- 春木委員 この間、事務局と中拂さんと新保さんと山本さんと私の5人で行って参りました。現地を見に行っただけですけど、今度売るところの下にも広大な敷地を持っていますので、そこを開発するためにも▲mという立派な道路ができて舗装もされています。道路に入って突き当りを宅地にして買うんですけど、□なので、きちんと整備されていますので、この件について反対することは何もありません。
- 土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、4番。
- 小坂委員 □これは何も問題ないと思いますよ、異議なし。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり許可相当とし、東京都へ進達いたします。続きましては日程第6、「農地の権利移動の許可について」議案第2号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(本間) 日程第6に関しましては2件きておりますので、議案第2号を先に説明させて頂きたいと思っております。申請人及び譲受人は□▲番、○○、▲歳。譲渡人は□▲-▲-▲、○○、▲歳。申請地は、□▲-▲、▲-▲、面積は▲㎡、▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を有償にて取得し、野菜を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力女1名。既存の農業機械等はなしです。次のページをご覧くださいと、申請地への案内図となっております。申請地は、□を□側へ進み、□を直進し約▲m進んだ進行方向左手側に位置します。次のページをご覧くださいと申請地の公図となります。説明は以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、2番。
- 春木委員 先ほどと同じ5名で見に来ました。場所は□の□側に道路があって、そのすぐ隣です。私が見た感じ畑は70年も80年も経つんじゃないかという桜の高木に囲まれていて、全部ビニールを巻いていたので、地主には会っていませんが畑にするには業者に頼んで伐ってもらわないかと思いました。今作っているのは桜の木で日陰になっていて、あまり日が当たらないところなので、望むものはできないと思いますが、桜の木を伐って綺麗にすればいい野菜畑になると思います。その土地の直ぐ上には○さんがかなり広い野菜畑を、人を頼んでやっています、見ても気持ちのいい綺麗な畑でした。ここも荒れた土地を畑にしたいということですから反対する必要は何もなく、○さんには頑張ってもらいたいと思います。以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。その他、ご意見はございますか。はい、4番。
- 小坂委員 譲渡人は□だから仕方ないにしても、譲受人会えなかったということは、連絡はしたんですか。



- 春木委員 見に行く日ですか、連絡していないです。
- 小坂委員 私の担当地区は行く何日か前に、譲受人か譲渡人のどちらか連絡のつく方に連絡していつでも立ち会ってもらえるようにしています。他の地区はどうなんですか。
- 土屋議長 次に□地区もありますけど、きちんと立ち会ってもらいます。
- 小坂委員 □も立ち会ってもらわないと、話が通じていかないから。
- 春木委員 はい、その様にします。
- 土屋議長 次回からよろしくお願ひします。他にありますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第6、議案第2号「農地の権利移動の許可について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、議案第2号については、原案のとおり承認いたします。続きましては日程第6、「農地の権利移動の許可について」議案第3号を上程いたします。事務局より説明お願いいたします。
- 事務局(本間) 農地の権利移動の許可について、議案第3号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□▲、○○、▲歳。譲渡人は□▲-▲-▲-▲、○○、▲歳。申請地は□▲番▲、面積は▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を譲渡にて取得し、果樹、くり、みかんを栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名。既存の農業機械等ですが、耕運機1台です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は□から□方向へ約▲m進み左折し道なりに▲mほど進んだ進行方向右手に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、8番。
- 笠間委員 補足説明をします。現地調査は4月21日に土屋会長と私、申請人である○○さんにも現場に来て頂いて、説明を少し受けました。場所については今事務局から説明のあったとおりですので、省略したいと思います。立地は南向きの斜面地で窪地。真ん中が低くなって両サイドが上がっているという感じです。周囲は椿、シイ、桜で防風林になっておりますが、シイや桜が防風林以上に大きくなってしまい、これから果樹を栽培するというのであれば、少し伐らなければ日陰になってしまうと思います。相当な大木ですから個人で伐れるような木ではないと思います。これは本人がどう判断するかということになります。ただその木があっても結構な日当たりがありますので、21日の10時くらいなんですけど、結構な日当たりがありますので、防風林を伐採すればもっと良くなると思います。既に果樹は何十年も前から植えてある状態です。栗の木が13本、ビワが1本、柑橘系が3本、これがどの程度収穫できるのか、また別に新たな果樹を植える予定ではあるみたいです。ただ問題点がもう1件ありまして、この地域は猿が出没するみたいです。そのことについて聞いてみたのですが、今どうするかは決まっていなくて、今後考えていくしかないとのことでした。果樹園として利用する訳ですから、下を耕運機で耕して畑にしてということではないので、年齢からいって▲歳ですから畑と

して、しかも窪地で野菜やろうってことになる、失礼ですけども年齢的に無理ではないかと思ったのですが、果樹園としてならば草を刈る程度でなんとか管理ができるのではないかと思います。今の所有者が本人も親族も島にいないそうで、〇さんを古くから知っている、この人に任せようって気持ちではないかなと。〇さんが引き受けて少しでも管理ができればいいのではないかと思いますので、これについては問題ないと判断しました。以上です。

土屋議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。日程第6、議案第3号「農地の権利移動の許可について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第3号については、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第7、「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」事務局より説明をお願いします。

事務局(本間)

それでは説明いたします。農用地利用集積計画(案)でございます。こちらの農地につきましては、農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。今回利用権設定をする土地の所在につきましては、3筆ございます。1筆目は□▲番▲。地目は畑で、▲㎡の利用権設定でございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借り受けるというものです。貸借の期間は10年。賃借料は有償の設定で年間▲円となっております。利用権を設定する者(貸手)は□▲-▲-▲-▲。〇〇。2筆目は□▲番▲。地目は畑で▲㎡。利用権設定でございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借り受けるというものです。貸借の期間は10年。賃借料は有償の設定で年間▲円となっております。利用権を設定する者(貸手)は□▲-▲-▲。〇〇。3筆目は□▲番▲。地目は畑で▲㎡。利用権設定でございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借り受けるというものです。貸借の期間は10年。賃借料は有償の設定で年間▲円となっております。利用権を設定する者(貸手)は□▲-▲-▲。〇〇。利用権の設定を受ける者(借手)は一般社団法人東京都農業会議となっております。次のページをご覧くださいと、実際に農地を借り受ける受け手の方の権利関係です。□▲-▲。〇〇。借り受けの始期ですが、2019年6月1日で存続期間の終期は2029年5月31日です。期間は10年間の賃借となります。資料34ページですが、今回の借入れ農地で明日葉、ハーブを栽培する計画です。また世帯員は男1名。農業従事者は申請者が農業専従者。労働力につきましては、年間180日を予定しております。所有する農機具等はバックホウ、耕運機、チェーンソー、草刈機になります。次のページをご覧くださいと利用集積計画の申請図となっております。申請地は、□から□方面に向かい□を右折し、道なりに進み突き当りを右折し▲mほど進み左折、道なりに進んだ突き当りに位置します。以上、農地利用集積計画(案)につきましてご審議頂き、当計画にご承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

土屋議長

ありがとうございました。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、9番。

- 新保委員 説明いたします。□▲番▲、□▲番▲、□▲番▲です。まず東側は雑木林、南側の隣接地は雑木林の中にハランがあります。北側は□に面しておりまして、そこが境になっております。南側については□が下側でございます。○さんは事務局が説明したとおり、ハーブ等をやりたいと言っておりますが、境として樺の木が防風林として100本以上ありまして、それも樺の実の採取も兼ねてやるそうです。ハーブ類を試験的にやっております。概ね平淡な畑で日当たりもよく、作業をするには適しているのだろうと思われまます。ペローラーが1台置いてありましたが、それで順次開墾して進めていくのだろうと思われまます。以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、8番。
- 笠間委員 この人は就農前なので特になしと書いてありますが、今まで全く農業をやっていない人ですか。
- 事務局(本間) はい、そうなります。○さんで息子さんに□を渡したので、今後農業をやっていききたいとのことでした。
- 笠間委員 ○とはもう関係ないの。極端な話、□に使うということはないですか。
- 事務局(本間) はい。開墾してやっているので。
- 土屋議長 はい、4番。
- 小坂委員 これ一反歩▲円ですね。▲円の間違いではないの。
- 事務局(本間) ▲円です。
- 小坂委員 一反歩▲円とは随分安い相場ですね。
- 事務局(本間) 相手方にも確認したんですけど、島内に戻ってくる意志があまりないので。
- 小坂委員 税金代が払えればいいということですか。
- 事務局(本間) 管理して頂けるのであれば。
- 小坂委員 はい、分かりました。
- 事務局(本間) 補足説明なのですが、○さんは町の認定農業者を目指して計画を出して頂いているところなので、今後認定農業者になって頂こうと思います。
- 土屋議長 よろしいですか。それでは採決いたします。日程第7「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。(～全員 挙手～)
- 事務局(本間) 全員賛成ですので、日程第7「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」原案のとおり承認いたします。続きまして、日程第8「第32回島しょ農業委員会・農業者大会の開催について」事務局より説明をお願いします。
- 事務局(本間) それでは説明いたします。実施日は6月13日木曜日と6月14日金曜日の2日間となっております。1日目の会場は武蔵野スイングホール、2日目は瑞穂町で研修先は未定となっております。出席者は島しょ地区農業委員・農地利用最適化推進委員、東京都およびJA東京島しょなど関係団体、農業振興地域のある市町村の農業委員会・農地利用最適化推進委員、東京都職員となっております。参加費は1人5,000円。内訳としましては1日目の情報交換会参加費4,500円、2日目の昼食代500円です。情報交換会は1日目の大会終了後に会場周辺で行われる予定です。情報交換会は島しょ地区

の農業委員会の方、農地利用最適化推進委員の方のみとなっております。島しょ農業委員会協議会の会員は大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村、一般社団法人東京都農業会議となっております。農業振興地域のある市町村につきましては青梅市、あきる野市、瑞穂町、日出町、八王子市、大島町、新島村、神津島村、三宅村、八丈町となっております。例年であれば島しょ地区以外の市町村の方達は参加しないことになっているんですが、6月13日を見て頂きますと農業振興地域フォーラムというものを開催することになっております。これは農業振興地域設定50周年の記念式典となっております、事例報告や農業地域活動、農業振興地域に関する施策についてなど話し合いの場が設けられております。そこに農業振興地域のある市町村の農業委員会の方々が参加予定となっております。今回この農業振興地域フォーラムで、大島町農業委員会として農地農業振興地域の農用地を今後どうしていきたいかという意見を述べる場にもなっております。積極的に参加をして頂かないと、このまま農業振興地域、農用地は今までと変わらないような状況になってしまいますので、実際に農業者の方や農業委員の方が行かれて話して頂いたり、転用する時の要件の緩和を聞いて頂いたり、農業振興地域のための補助金など、何か意見があればこちらで述べて頂ければと思います。他の地区の農業委員の方達が多数参加いたしますので、意見を述べる場になると思います。今年度に関しましては人数を普段より多く募集をかけたいと思います。全員行ける分の予算は取っております。農業者大会に行かれた方は分かると思うのですが、島しょ農業委員会活動の積極的推進に関する決議になります。これは東京都に対する要望や国に対する要望、島しょ部の要望を話し合う場にもなっておりますので、是非参加をお願いいたします。以上です。

土屋議長 この件につきまして休憩といたします。

(～休憩～)

土屋議長 それでは再開いたします。島しょ大会については行かない人は5月10日までに事務局に連絡をお願いします。行けない人は農振地域についての要望がありましたら考えといてください。

事務局(本間) 行けない方は5月の会議の時に行ける方たちに連絡をして頂ければと思います。行ける方はその場で発言をして頂きたいと思います。行けない方は考えて来ててください。

土屋議長 この件につきましてよろしいですか。続きまして、日程第9「その他」について事務局から何かありますか。

事務局(本間) はい。農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録推進要領について、農業委員会活動をどのように行っていくか、東京都の農業委員会のある全市区町村に配られていますので、一度目を通して頂きたいと思います。活動目標なのですが、1人あたり月4枚以上活動記録カードを書いてくださいと東京都農業会議から依頼が来ています。総会で1枚書いて頂くので、総会とは別に月3回、週に1度は農地パトロールに出て頂きたいと思います。散歩がてら1時間くらい近所の農地を見回って頂くような形でも構わないので、目標として出して来ていますので、夏とか暑い時に無理に1時間も外に出歩けとは言わないので、天気がいい時に散歩がてら農地を見た場合は必ず出すようにお願いします。これくらいなら出さなくてもいいだろうではなく、出して頂くことによって大島町農業

委員会はこれだけ活動しているという成果を東京都農業委員会や他の市区町村にも情報がいくと思いますので、活動実績を残す意味も込めて提出の方をお願いいたします。この件についてはご自身で家に帰って一読して頂ければと思いますので、次に移らせて頂きます。全国農業新聞のご購読についてお願いしたいと連絡が来ています。全国農業新聞の購読をしたい方は事務局に申込書がありますので、申し込みをして頂ければと思います。続きまして東京都農業会議情報ということで行かせて頂きました。東京都農業会議情報は第60回農業委員会農業者大会で何を話したかということの説明と、東京農業の確立に関する要望、国への要望と東京都への要望が載っていますので、要望を出してもらったと思います。1月、2月くらいに国に対する要望ということで意見取ったと思うのですが、獣害対策等、簡単ではございますが、国であがったということで資料が来ていますので、どんな要望が他の市区町村から出ているのか一読して頂ければと思います。それと配っている新しい東京農業の担い手という冊子ですが、第60回東京都農業委員会農業者大会で表彰された方達の農業の内容、農産物をどれくらい作っているのか、どのくらいの広さで、何人で何を作って何処に卸しているかなどが載っています。秋頃予定している農業委員会の視察ですけど、視察先にこういうところを見に行きたいなどありましたら言って頂ければと思いますので、目を通しておいてください。続いて農業会議が作ってくれたチラシになるのですが、全島配布するほどの枚数はないので、今のところは事務局の窓口に設置してあります。新規就農生の方達2人に対するインタビュー記事になっております。大島町新規就農支援研修センターの2人卒業生に関するインタビュー記事になっておまして、裏に東京都内での新規就農の流れというものが書いてありますので、例えば周りで農業を始めたいという方がいらっしゃれば、チラシを見て頂いて流れを説明して頂ければと思います。チラシを見せるなり、役場の産業課窓口にチラシがあることを伝えて頂けたらと思います。周知の方をよろしくお願ひします。続きまして農業委員会の服ですが、皆さんが今着ている服が大分古くなっていて変えたいとか、サイズが大きい物が欲しいとか、以前推進委員だった吉田さんは持っていると思うんですけど、澤田さんと橋爪さんは推進委員の服を持っていないと思うので、サイズを教えてください。中拂さんも新しい農業委員会に入って頂いたので、ズボンと上着のサイズを教えてください。農業委員会のキャップ及び腕章、ゼッケン等必要な方がいらっしゃいましたら言って頂ければこちらで注文させて頂きますので、パトロールの時にキャップが欲しい、ゼッケン、腕章が欲しいという方は帰り際に寄って頂ければと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

- 土屋議長 ただいまの事務局が説明したことについて何か意見や聞きたいことがありましたらお願ひします。
- 小坂委員 帽子のサイズはみんな同じですか。
- 土屋議長 サイズはフリーサイズです。
- 事務局(本間) 生地は選べます。
- 土屋議長 他にないですか。はい、6番。
- 向山委員 長くなるけどいいですか、読みます。最後に質問したいことがあるので。農業委員会として今後将来これから先に向けて緊急ことは重大で喫緊の課題として5年、6年も前か

らの話なんだけど、今よく騒いでいる日本中そうですけど、大島町もそうですけど第1農業従事者の高齢化、5年も何年も前からの話でしょ。第2農業後継者不足、これもそう。第3農業担い手不足、これも問題になっている。第4には農業従事者の減少により耕作放棄地の増加に伴い、キョンの有害鳥獣の生息地、雑草の中の種を近隣へ飛散、ゴミの不法投棄の温床、色々な面でマイナスを被っております。この要因、上記の事柄を早急に考えなければなりません。第1の農業従事者の高齢化は止めることができません。第2農業後継者不足、第3農業担い手不足は考え方、秘策、計略や対策をたてて実施することを思い切って変換することで解消策になると思います。農業で稼げること、生活できること、安定した収入を得ることができれば、大島の基幹産業、農業従事者として胸を張って仕事をする事ができると喜ぶ姿を、他の若い人達が見たら私も頑張るやろうと連鎖反応が起きると思います。現に大島で将来農業を仕事として就業したいと考えている若者達が多数おります。大島町産業課農業委員会の皆様の方々、協力してこれから先、2年4年10年50年先を見据えて考えてみてください。そうすれば島の第一産業の農業も捨てたものではないと思います。昔から土農工商と地位、組織の中で立場、位置、農業は上から2番目の位置であり百世と呼ばれておりました時代があり、百世とは豊富な色々な知識があるという意味なのですが、黙っていない人達が多数おります。胸を張って頑張っていきましょう。実効性のある具体的な秘策についての対策は模索中です。今現在、補助金制度の場合は3人まとまっていなくてできないんですか。

土屋議長

色々ありますよ。

向山委員

3人まとまって作物も同じものを作付けしないと駄目という制度がありましたよね、今はどうなっていますか。

事務局(山田)

3人以上の農業経営団体となっていないとですね。

向山委員

駄目でしょう。

事務局(山田)

駄目っていうよりも、取り敢えずそういう風に条項上なっています。

向山委員

3人以上にまとまって例えばハウスを造って、補助金の75%を受けて自腹で25%。中には色々な作物で3人全部一緒の作物でなければ駄目ですよ。

事務局(山田)

その3人さんが同じ作目を作るチームであれば同じ作目ですけど、その3人が例えば園芸組合という名の3人でしたら園芸組合として出ているので、その中の作目でお花がそれぞれブバルであってもガーベラであっても変わらないという見方です。

向山委員

それはできるんですか。

事務局(山田)

できます。ただ団体がきちんとしたその3つになっていけば。

向山委員

例えば今変換って言ったんだけど、今まで東京都とか色々な縛りがあって、1人がハウスをやりたいってなったら1人で補助金の対象になるような形がとれないのか、若い人が自分で就農センターを利用しないで農業をやる場合に自分でハウスを造るのが大変だから補助金制度を使えるよう要望できないですか。経営基盤強化促進法の貸し借りの場合、例えば農振地域は農業用水が敷設されている、それ以外は敷設されていない、今は幹旋も必ずしも農振地域ではなくて普通畑だから、農業用水は入っていないでも幹旋されていますよね。

土屋議長

農業用水は元町に入っています。

- 向山委員 入っているでしょ、前から問題になっているけど家庭用水は農業には使えないっていうのを黙認という形になっていますよね。あくまでも見て見ないふりしているから実際今敷設されていないところを賃借するなど、3条申請が出てくる。実際にやっているのだから、農業をやるには水が必要。3条が出たどこの農業地域か分からないけど農業用水が未敷設の地域でも家庭の水を散水してもいいということを、黙認ではなく正式に認めてもらいたい。貸し借りも中間に農業会議が入っているでしょ、セットされていない場所でも家庭用を使っているんですよ。
- 事務局(本間) 中間管理事業はあくまでも遊休農地の貸し借りのみなので、水があるないは特に関係ないです。
- 向山委員 だから実際には矛盾してしまう。黙認ではなく正式に認めて欲しい。
- 事務局(課長) 水道についてなんですけど、30年度の議会の中で農業用水の質問がありまして、水道課にも確認したのですが、水道課の今までの立場は、水道は施設に敷設しないとイケないということで、畑に敷設するってことは今まで駄目ですとアナウンスしていたのですが、東京都の話で確認したところ、特に条例上禁止するものがないそうです。施工規則はあるんですけど、条例上駄目とは言っていないので、畑に水道を使っても構わない解釈だそうです。
- 向山委員 では、正式に使ってもいいんですね。
- 小坂委員 小屋がないと引いてくれなかったが、今は引いてくれるわけですね。
- 向山委員 何処を斡旋してもいいわけですね。分かりました。
- 土屋議長 では補助金の説明をお願いします。
- 事務局(山田) 補助金を1人でも要望を受ける件ですけども、特認特別に認められた場合は1人でもできます。例えば大島にそれまでなかった作目を植付けるなどに限りますので、中々難しいと思います。直近ではレモンの方がやったのですが特認しましたし、同時に3人以上で作っていて、その内の1人が適任でやったという例があります。要望はできますけど中々難しいと思います。大島だけの補助金ではなく、東京都全体の補助金ですので、団体で取りまとめて計画をしてもらってやってくださいということです。
- 向山委員 特別にもしかしたらできるかもしれないということですね、分かりました。
- 土屋議長 その他、何かありますか。はい、事務局(本間)。
- 事務局(本間) 担い手の話が出ましたので、ついでにお願いしたいことがあります。今、研修センターにいる〇さんという女性の方が来年度の就農に向けて農地を探してしまして、お近くの知り合いの方で農業を最近やめられた方がいらっしゃれば、中々荒れたところを開墾するとなると直ぐにはできないので、本人も渋っているところがあるのですが、なるべく荒れていないところを探してほしいということでした。もし無理そうであれば、荒れているところでも貸していいという方がいらっしゃれば情報提供して頂ければと思います。農業者の方もしくは相続したけど農業をやられていない方がいらっしゃれば声をかけて頂いて、役場に情報提供してください。よろしくお願いします。基本的には5年間くらい中間管理事業を活用し、最低でも5年貸し付けができる方お願いします。
- 春木委員 ありますよ、大島グランドの南より。
- 事務局(本間) その方は貸してもいいと言っているんですか。

- 春木委員 私が任されていますので。
- 事務局(本間) 後で場所を教えてください。
- 春木委員 今まで何回か町の職員連れて現場を見に行ったことがありますけど、その後音沙汰がないです。5年の使用期間で、無償でいいんですよ。
- 土屋議長 はい、6番。
- 向山委員 就農センター卒業生で前に〇さんっていらっしゃいましたよね、夫婦で。卒業して海外協力隊で。
- 土屋議長 卒業していないでしょ。
- 向山委員 卒業しなかったの。
- 小坂委員 大島に住むってことが条件だから。その条件を視察して海外に行くってことだから。あと3ヶ月っていうのを、それでも海外に行くっていうので、条件違反で辞めてもらったの。
- 向山委員 この間聞いたら海外に協力隊で指導員として行っているって聞いたものだから、卒業生ではないんですか。
- 土屋議長 今回が卒業第一期です。その他ご意見はございますか。はい、2番。
- 春木委員 先ほど向山さんの水道の話であったけど、農業用水の入っていない農家の方は水道を使っているわけですよ、使うのを町に認めてもらいたし、料金も普通の家庭用と比べるとかなりダウンした料金を設定してもらおうっていうのを併せてお願いします。
- 小坂委員 そうしてもらえると一番助かる。
- 春木委員 特に元町地区は農業用水いらないうて手を挙げて農業用水止まっていますので、元町は殆ど入っていないんですよ。水道料金も高いうて泣いています。なので併せて料金の方も減額をお願いします。
- 土屋議長 特にないようですので、これをもちまして第1回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員